税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室㉑⑤〕

防衛特別法人税の創設について

Q. 防衛特別法人税の概要について教えてください。

A.

令和７年３月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）（令７改正法）」により「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（防確法）」が改正され、防衛特別法人税が創設されました。

⑴ 制度の概要

防衛特別法人税※1の概要は以下のとおりです※2。

１　納税義務者

各事業年度の所得に対する法人税を課される法人は、防衛特別法人税を納める義務があります（防確法８）。

２　課税の範囲

法人の各課税事業年度の基準法人税額について、当分の間、防衛特別法人税が課されます（防確法９）。

３　課税事業年度

法人の令和８年４月１日以後に開始する各事業年度が課税事業年度となります（防確法11）。

４　税額の計算

防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額（各課税事業年度の基準法人税額から年500万円の基礎控除額を控除した金額）に４％の税率を乗じて計算した金額となります（防確法14①、15）（⑵課税標準法人税額及び税額の計算を参照）※3。

５　申告

⑴　各事業年度の所得に対する法人税の中間申告書を提出すべき法人は、防衛特別法人税の中間申告書を提出しなければなりません（防確法21）※4。

⑵　防衛特別法人税確定申告書は、原則として、各課税事業年度終了の日の翌日から２月以内に納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません（防確法 25）※5。

※１　防衛特別法人税の規定（中間申告の規定を除きます。）は、法人の令和８年４月１日以後に開始する課税事業年度の基準法人税額に対する防衛特別法人税について適用されます（改正法附則62①）。

※２　防衛特別法人税の概要については、国税庁ホームページ掲載のリーフレット「防衛特別法人税が創設されました（令和７年５月）」も参照ください。

※３　計算の結果、納税額が生じない場合であっても、申告義務は失われないため、いわゆる零申告が必要となります。

※４　中間申告の規定は、法人の令和９年４月１日以後に開始する課税事業年度から適用されます（改正法附則62②）。

※５　防衛特別法人税の申告書については、法人税及び地方法人税の申告書別表に防衛特別法人税に係る欄を追加する予定です。詳細については、国税庁ホームページに公表する様式をご参照ください。

⑵ 課税標準法人税額及び税額の計算

防衛特別法人税の額は、各課税事業年度の課税標準法人税額（各課税事業年度の基準法人税額から基礎控除額を控除した金額）に４％の税率を乗じて計算した金額となります。また、防衛特別法人税の額から、一定の税額控除を行うことができます（防確法16～19）。

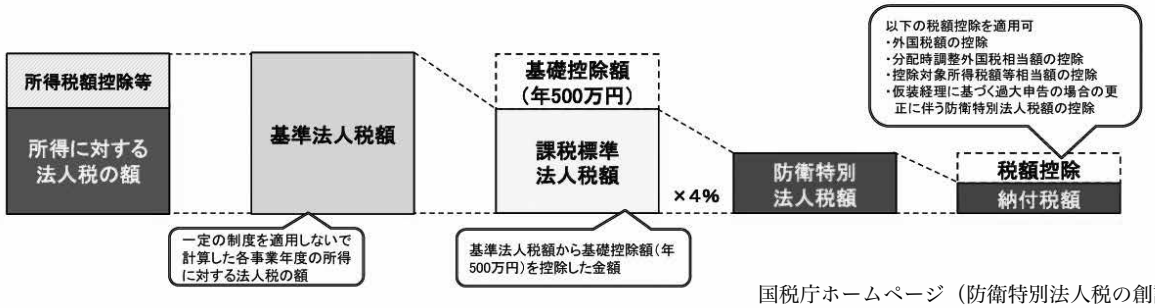
１　基準法人税額…一定の制度※6を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額（防確法10）。

２　基礎控除額…年500万円（防確法13③）※7。

※６　基準法人税額の計算の際に適用しないこととされる一定の制度とは、所得税額の控除（法68）、外国税額の控除（法69）、分配時調整外国税相当額の控除（法69の２）、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除（法70）、戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除（措法42の12の６⑥⑦）、同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算（措法42の14①④）及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除（措法66の７④、66の９の３③）をいいます（防確法10一）。

※７　課税事業年度が１年に満たない場合には、500万円を12で除し、これにその課税事業年度の月数を乗じた金額となります（防確法13⑧⑨）。

［防衛特別法人税の計算イメージ］



国税庁ホームページ（防衛特別法人税の創設）参照

（税制委員会：税制委員会：山口侑子、木下茂登次、蒲生浩明　グループ稿）（監修：関東信越税理士会　松本支部）

令和８年度　税制改正に関する提言活動

法人会では毎年、適正・公平な税制の実現を目指して、建設的な提言活動を全国的に実施しており、松本法人会でも、地元選出の国会議員ならびに地方自治体などに対する提言活動に取り組んでおります。

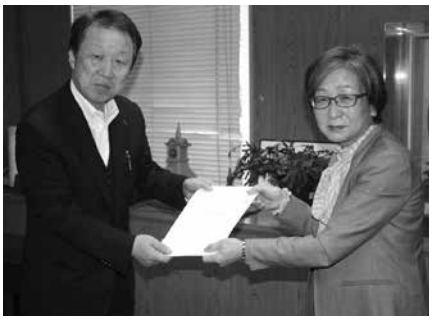
11月25日には松本市役所（市長・市議会議長）、12月15日に下条みつ衆議院議員事務所（立憲民主党）、中川宏昌衆議院議員事務所（公明党）を百瀬幸子税制委員長が訪問し、税制改正に関する提言活動を行いました。なお、松本市以外の管内自治体に対しては首長、議会議長あてに提言書を送付いたしました。



下条みつ衆議院議員



中川宏昌衆議院議員事務所



松本市 中野副市長



松本市議会 阿部議長

行動する法人会（全法連）―令和８年度税制改正に関する提言―

法人会では適正・公平な税制の実現を目指して、税のあるべき姿や将来像を見据えた建設的な提言活動を展開しています。全法連では関係省庁、政党への提言活動を行っております。



財務省
片山財務大臣（左）



国税庁　（表敬訪問）